

大阪市地域子育て支援拠点事業(ひろば型)委託事業者の
募集(公募型プロポーザル)に関する質問事項への回答

番号	質問内容	回 答
1	月から金を基本に開設を予定していますが、子育て相談会などを土曜日に開催する場合は、月～金の内1日を休館とし、土曜日に振り返ることはできますか？	可能ですが、週5日開設となるよう同一週内で振り替える必要があります。 また、本市に事前に届出を提出する必要があります。
2	当会は社会福祉法人ですが、法人役員が地域子育て支援拠点事業の職員として勤務することは可能ですか？ また、広場開設中、職員の休憩時間を交代で取得することで休憩時間も開設時間とすることは可能ですか？	子育て親子の支援に関して意欲があって、子育ての知識と経験を有する専任のスタッフであれば、法人役員の配置も可能です。 また休憩時間を交代で取得することは可能ですが、開設時間帯は職員を2名以上配置のうえ、常時利用者を受け入れる必要があります。
3	会計、決算書について、税理士事務所による専門的な書式、様式での提出は必要でしょうか？	法人で作成している様式で構いません。
4	支援拠点開設経費補助金及び事業賃料補助金は営利法人でも受けられる理解でよいのか	お見込みのとおりです。
5	開所日及び時間帯は事業開始後、必要に応じて変更できる理解でよいのか	開所日及び時間帯を記載している計画書(様式4)及び提案書(様式5)の内容を選定会議で審査したうえで、選定していますので、審査内容にかかる変更については原則不可です。 また、HPで基本開設日、開設時間を公表します。
6	開所日に利用が無い場合でも開所日に算定してよいのか	お見込みのとおりです。
7	当該物件を開所時間外に別の用途に使用してよいのか	拠点事業開設時間以外の時間帯について、別の用途で使用することは差し支えありませんが、本事業実施時間中は本事業のために使用する必要があります。

8	スタッフの子どもが当該居場所を利用してよいか	勤務時間中はスタッフとして従事していただく必要があります。ただし、勤務時間以外に保護者として親子でご利用いただくことはかまいません。
9	ボランティア、無給スタッフの受け入れ及び配置は可能である理解でよいか	子育て親子の支援に関して意欲があつて、子育ての知識と経験を有する専任の職員であれば、ボランティアや無給の職員でも構いません。
10	開設準備経費補助金を耐震改修工事代金に充当してよいか	開設準備経費補助金には耐震改修工事代金は含まれません。 詳しくは大阪市地域子育て支援拠点事業実施施設開設準備経費補助金交付要綱第4条をご参照ください。
11	一戸建ての家では、2階ベランダに避難梯子を設置することで非常口として認められるのか 4階以上はダメなのか	建築基準法に基づき、利用者が迅速・安全に避難できる設備があることが望ましいです。
12	選定結果が出るまで、仮契約となった場合、契約書はどのようなものが必要か	本市により事業者として選定されたのちに、新たに契約した賃貸契約書が必要です。
13	申請期間中に理事会があるため、申請後に役員や役職が変わる可能性がある。提出後に変更があっても問題ないか	申請日現在の情報でご提出ください。 なお、変更等があれば、変更届の提出が必要です。
14	開設時間について、曜日によって時間変更をしてもよいのか。また夜間開所とはどの時間帯を想定しているのか	1日5時間以上開設することを、計画書及び提案書に記載していれば問題ありません。 なお、夜間開所の時間帯の想定はありません。

15	1日6時間以上開設と増額予定の賃料補助金を想定して、事業計画書と収支予算書を作成して差し支えないか。 また、6時間以上開設の際の補助額及びその時期。	現在要綱改正中ですが、国の要綱上年額250万円を想定しているため、増額予定で作成して差し支えありません。 時期については新規開始当初からの想定です。
16	地域支援の取組の実施において、本事業を利用したくても利用できない家庭に対して訪問支援等行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組みとある。拠点では赤ちゃんが生まれ、子育てされているご家庭を知ることができないので、保健師と同行ということか。または、SNS等の働きかけによって拠点個別に実施するということか。	募集要項に資する取組みをご提案ください。